



ボランティア保険について

ここ数年、ボランティア活動中の事故が増加しています。ボランティアをされる際は是非ご加入されることをおすすめします。

但し、活動内容によっては、加入できない場合もございますので、詳しくは最寄りの各市町村社協の窓口にご相談ください。

※保険料(掛金)は年度により異なります。

加入申込者

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体

※団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体など

ボランティア活動保険

【手続方法】

①所定の「加入申込書」に必要事項を記入・捺印の上、保険料(掛金)を添えて、最寄りの社会福祉協議会にご提出下さい。既作成の名簿がある場合は「加入申込書」に名簿コピーを添付して下さい。

(名簿の書式は問いませんが、個々の加入者の加入プランを明記して下さい。)

②社会福祉協議会がその内容を確認、受付印を押印し、保険料(掛金)を受領することによって加入申込手続きの完了といたします。

【補償期間】

4月1日午前0時から3月31日午後12時までとなる

※中途加入の場合は、加入手続きの完了した日の翌日午前0時から3月31日の午後12時までとなる。

ボランティア行事用保険

【手続方法】

「加入依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、**行事開催日の前日までに保険料(掛金)を振込み**、払込受付証明書を加入依頼書の3枚目に貼って最寄りの社会福祉協議会の担当窓口にお申し込み下さい。**宿泊を伴う行事の場合は「参加者名簿」もご提出下さい。**

※Aプランにおける一行事の最低加入人数は20名となります

**事故が
起こったら**

ただちに、**加入申込手続きを行った社会福祉協議会へご連絡ください。**

下記の場合、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

- 事故が発生してから30日以内に連絡がない
- 賠償事故の場合、日本興亜損保の承認なしに示談した
(示談に際しては、日本興亜損保の承認が必要ですので、必ず事前にご相談ください)

全国 170 万人加入!!

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ボランティア活動保険

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動のための学習会・会議などでの事故も補償

ボランティア自身の食中毒・熱中症・特定感染症もOK

活動場所と自宅との往復途上の事故も補償

天災タイプでは地震・噴火・津波によるケガもOK

年間 保険料	Aプラン.....	280円
	Bプラン.....	420円

天災タイプもあります。

※各プランの補償金額、補償内容などの詳細は、専用のパンフレットをご用意しておりますので、取扱代理店にお問合せください。

ボランティア行事用保険

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者(個人)を含みます。)全員のケガを補償(往復途上も含む。)
- 行事主催者の損害賠償事故も補償

福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネージャーなどの活動中のケガや賠償事故を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 障がい福祉サービス
- 地域福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障がい者地域生活支援事業 など



送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を選定したプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を選定したプラン

お申込み、お問合せは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店 **株式会社福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

(引受幹事保険会社)日本興亜損害保険株式会社